

# 運行管理者制度の概要

自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、営業所ごとに車両数に応じて一定人数以上の運行管理者を選任しなければならない。

## 運行管理者の主な業務

- (1) 運転者の過労運転の防止・・・乗務記録や運行記録計により乗務時間を把握し、運転者の勤務時間や乗務時間を設定するとともに、必要に応じて交替運転者を配置し、乗務員の勤務体制を確立する。
- (2) 運転者に対する点呼の実施・・・運転者に対して、乗務前、乗務後に点呼を実施し、運転者の疲労や健康状態の確認を行い、運行可否の決定を行うとともに、悪天候時の運行経路の変更等安全な走行を確保するために具体的な指示を行う。
- (3) 運転者に対する指導・監督・・・運行の安全を確保するため、運転者に対して適性診断(※)の結果を踏まえた指導・監督を実施する。

※ 自動車運送事業者は、初任運転者、65才以上の運転者及び重大事故惹起運転者に対して、それぞれに応じた適性診断を受診させなければならない。

## 運行管理者の資格要件及び配置基準

	◆ バス・タクシー関係	◆ トラック関係
運行管理者の 資格要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5年以上の実務経験、かつ、所定の講習(基礎講習又は一般講習)を5回以上受講(少なくとも一回は「基礎講習」)</li> <li>・運行管理者試験に合格</li> </ul> なお受験資格として1年以上の実務経験又は「基礎講習」の受講が必要	
営業所毎の 配置基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸切: 保有車両29両まで1名 以降30両ごとに1名追加</li> <li>・乗合、乗用: 保有車両39両まで1名 以降40両ごとに1名追加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保有車両29両まで1名 以降30両ごとに1名追加</li> </ul>

## 運行管理者に対する定期講習等

自動車運送事業者は、選任する運行管理者について、2年に1度、「基礎講習」又は「一般講習」を受講させなければならない。

また、重大事故や法令違反のあった営業所の運行管理者に対し、「基礎講習」又は「一般講習」を受講させなければならない。

## 事故等の責任を負う運行管理者に対する講習

自動車運送事業者は、重大事故や法令違反のあった営業所の運行管理者に対し、「特別講習」を受講させなければならない。

## 運行管理者講習の種類

種類	対象者	講習時間	内容
基礎講習	運行管理者になろうとする者	16時間	関係法令、運行管理者の業務、運転者に対する指導・監督手法、事故防止対策など、運行管理を行うために必要な基礎知識の習得を目的とする講習
一般講習	運行管理者等	5時間	関係法令、運行管理者の業務、運転者に対する指導・監督手法、事故防止対策など、運行管理を行うために必要な知識の維持・向上を目的とする講習
特別講習	事故等の責任を負う運行管理者	13時間	事故の再発防止を図るための指導・監督に必要な技能の習得を目的とする講習